

3 特別会計

国民健康保険事業費(歳入) 市民協働局
国民健康保険料の推移(現年度分)

(単位:千円)

項目	平成26年度決算額			平成27年度決算額			平成28年度決算額			平成29年度当初予算			平成30年度当初予算			対前年度増減		
	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額	調定額	収入率	収入額
国保料	11,746,741	88.2	10,365,425	11,575,290	90.1	10,433,336	10,929,686	91.5	9,997,706	10,650,181	91.0	9,691,664	8,033,587	91.5	7,348,321	△ 2,616,594	0.5	△ 2,343,343

ひと咲きまち咲き担当局

【款：保健事業費 項：特定健康診査等事業費 目：特定健康診査等事業費】

(1) ヘルスアップ尼崎戦略事業費

615,067

① ヘルスアップ健診事業

(642,695)

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診・特定保健指導を実施するとともに、生活習慣病が重症化する恐れのあるハイリスク者に対し、独自の健診・保健指導を行い、短期的な医療費適正化を目指す。さらに中長期的な医療費適正化を目指し、11、14歳及び16～39歳に対し生活習慣病予防健診、保健指導を行う。また、あらゆる機会を通じて、健診受診率向上や、より若年からの正しい生活習慣の定着等を目指す。

《健診・保健指導実績》

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
健診受診者総数	(人)	23,477	38,274	33,201	36,645	40,575	40,295	39,458	45,521	46,412	44,206
(再掲)	特定健診受診者数	(人)	36,012	29,736	26,713	31,952	31,727	29,909	31,399	30,851	27,866
	特定健診受診率	(%)	42.3	35.6	32.9	39.1	39.2	37.1	39.5	40.1	38.5
保健指導実施者数	(人)	11,931	31,339	29,662	27,220	28,410	26,599	23,411	24,501	24,394	20,036
(再掲)	特定保健指導完了者数	(人)	1,743	1,391	1,042	1,511	1,389	1,464	1,567	1,649	1,602
	特定保健指導完了率	(%)	29.2	28.7	25.8	39.5	45.2	46.2	46.9	47.7	50.2

② ヘルストレンド事業

独自の分析システムにより医療費適正化効果の評価及び事業の再構築に生かすための分析を実施する。また、国保の診療情報に加え、薬剤情報の分析を併せて実施し、医療費適正化効果の高い後発医薬品に転換可能な薬剤を服薬中の人に、後発医薬品促進通知を送付する事業を行う。

③ ヘルスアプローチ事業

生活習慣改善が継続しやすいよう、他の医療保険者等との協働で、市民の健康実態や健診意義を周知し、受診率向上を目指すとともに、より良い生活習慣を継続できる環境づくりを行う。

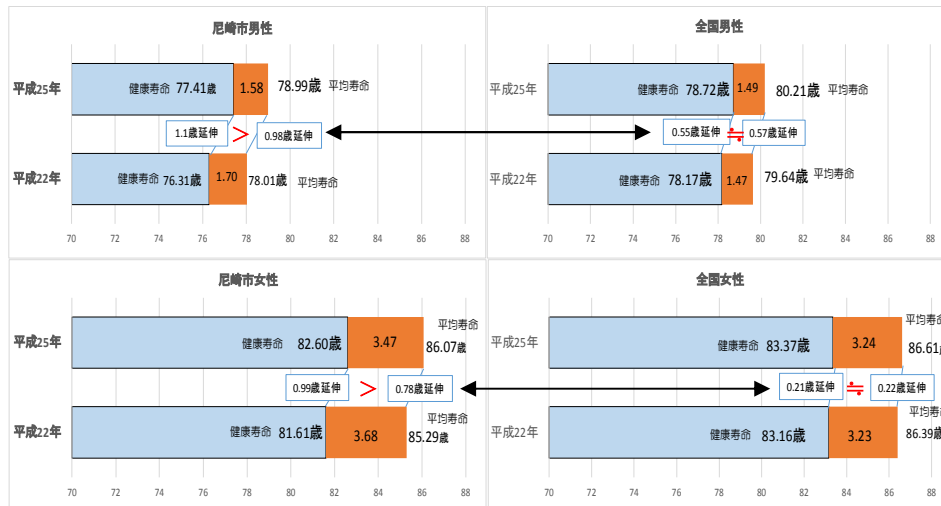
④ 未来いまカラダ戦略事業

すべてのライフステージを対象に、「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」を活用した生活習慣病対策を推進し、悪性新生物や認知症予防など、さらなる健康寿命の延伸、結果としての医療費適正化を目指す。

拡充 ・健康づくり見える化サポート事業

No. 45 ヘルスアップ尼崎戦略事業では、すべてのライフステージにおける生活習慣病等の予防に向けた組織横断的な取組を進めている。
平成30年度は、配下にある事業の利用状況や、関連する健康実態を分析し、見える化できるようデータ化する。これに併せ、組織横断的な事業間連携による事業効果も検討する。また、各事業参加者に対し、自らの健康課題や市事業の利用が健康維持・改善にとってどのような効果があるのかを見える化できる、説明力向上のための研修・資料作成を行う。

《健康寿命と平均寿命》



男女とも本市の健康寿命は、平均寿命の伸びを上回って延びている。そのため、平均寿命と健康寿命との差が縮まった。健康寿命の伸びは全国を上回っている。

《平成 27 年度 一人当たり医療費の増加、伸び率の状況(対 20 年度)》 ～尼崎市、阪神間 7 市平均、県、全国で比較～



対 20 年度の一人当たりの入院・入院外医療費の伸び率が、阪神間 7 市、県、国より低い状況になっている。一人当たり医療費の対 20 年度増加額は、阪神間 7 市と比べて、9,586 円低い状況にある。国保被保険者全体で、9,586 円×13 万人 約 13 億円の適正化である。

(2) まちの健康経営推進事業費

1,840
(0)

・未来いまカラダポイント事業

健康寿命の延伸につながる健康行動を起こした市民に、将来負担を軽減するための予防行動に対するインセンティブを付与する。同時に付与されたポイントを地域ぐるみで使うことで、市民の協働による健康行動を促す取り組みを実施する。

【款：保健事業費 項：保健事業費 目：保健事業費】

(3) 重複・頻回受診者訪問指導事業費

216
(216)

被保険者のうち、重複・頻回受診者への訪問指導により適正受診を促すことで、被保険者の健康意識を高め、事業の健全な運営に資する。

市民協働局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

《被保険者数の推移》

(単位：人)

被 保 険 者 数	26 決算	27 決算	28 決算	29 当初	29 決見	30 当初
一般被保険者	120,156	116,603	111,062	108,910	104,311	99,597
退職被保険者等	5,247	3,829	2,147	1,642	1,074	645
合 計	125,403	120,432	113,209	110,552	105,385	100,242

《世帯数の推移》

(単位：世帯)

世 帯 数	26 決算	27 決算	28 決算	29 当初	29 決見	30 当初
一般被保険者	73,661	72,604	71,529	70,922	68,519	66,587
退職被保険者等	3,937	3,028	1,163	886	596	361
合 計	77,598	75,632	72,692	71,808	69,115	66,948

- (1) 給付関係事務経費 32,968
高額療養費等の給付に関する事務経費 (29,941)
- (2) 資格賦課関係事務経費 52,196
被保険者に対する保険料決定通知・保険証の送付等の資格賦課に関する事務経費 (34,357)
- (3) 保険料収納関係事務経費 124,666
口座振替等に係る収納業務、短期証・資格証明書の交付等の保険料収納に関する事務経費 (127,577)
- (4) 電算入力委託事業費 9,421
事務の適正化及び合理化を図るため、診療報酬データのパンチ入力及び磁気テープの作成等について委託する。 (12,704)
- (5) 国民健康保険システム関係事業費 139,253
オープン系システムの導入に伴い、新システムの賃貸借料及び運用保守業務の委託料等を支出する。 (19,457)

【款：総務費 項：総務管理費 目：連合会負担金】

- (6) 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 12,254
診療報酬の審査支払業務、その他国民健康保険事業に関する調査研究等、保険者の共同目的を達成するために必要な業務を行う同会に対して負担金を支出する。 (3,313)

【款：総務費 項：総務管理費 目：収納率向上特別対策費】

(7) 収納率向上特別対策事業費

5,283

事業の健全な運営を確保するため、口座振替の勧奨や保険料収納についての広報等を行うことにより、収納率の向上を図る。

(5,617)

歳入 ・国民健康保険料における収納率向上対策の強化

確保 国民健康保険の安定的な運営及び被保険者間の保険料負担の公平性確保の観点から、保険料収納率の確保のため、各種の収納対策に取り組んでいる。特に平成27年度からは滞納整理を強化し、収納率は向上している。しかしながら、兵庫県下及び阪神間においては、依然として低位にある。

No. 50 そのため、平成30年度は、財産調査を行う債権を拡大し、無関心世帯や約束不履行世帯などに、これまで以上に資力確認及び滞納処分を行うため、収納体制を強化する。

《収納率の推移（現年度）》

	26 決算	27 決算	28 決算	29 当初	29 決見	30 当初
収 納 率	88.24%	90.13%	91.47%	91.00%	91.47%	91.47%

【款：総務費 項：徴收費 目：滞納処分費】

(8) 滞納処分経費

12,195

保険料未納者に対して督促・催告を行うことにより、未納保険料の納付を促し、収納率向上及び負担の公平を図る。

(6,702)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：一般被保険者療養給付費】

(9) 一般被保険者療養給付費

28,622,306

一般被保険者の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。

(30,407,328)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：退職被保険者等療養給付費】

(10) 退職被保険者等療養給付費

161,732

退職被保険者等の疾病、負傷に関して療養の給付を行う。

(646,977)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：一般被保険者療養費】

(11) 一般被保険者療養費

510,474

一般被保険者が保険証を所持していない場合で、緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、申請に基づき償還払で療養費を支給する。

(574,407)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：退職被保険者等療養費】

(12) 退職被保険者等療養費

2,387

退職被保険者等が保険証を所持していない場合で、緊急かつやむを得ない理由があると認められるもの等について、申請に基づき償還払で療養費を支給する。

(7,753)

【款：保険給付費 項：療養諸費 目：審査支払手数料等】

(13) 審査支払手数料等

78,331

診療報酬の審査支払に関する事務を国保連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。

(71,349)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：一般被保険者高額療養費】

- (14) 一般被保険者高額療養費 4, 191, 159
一般被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより被保険者の負担を緩和する。 (4, 629, 970)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：退職被保険者等高額療養費】

- (15) 退職被保険者等高額療養費 32, 807
退職被保険者等の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給することにより被保険者の負担を緩和する。 (136, 943)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：一般被保険者高額介護合算療養費】

- (16) 一般被保険者高額介護合算療養費 7, 430
一般被保険者の医療保険と介護保険の自己負担限度額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより被保険者の負担を緩和する。 (5, 366)

【款：保険給付費 項：高額療養費 目：退職被保険者等高額介護合算療養費】

- (17) 退職被保険者等高額介護合算療養費 89
退職被保険者等の医療保険と介護保険の自己負担限度額を合算して、一定の限度額を超える額を支給することにより被保険者の負担を緩和する。 (36)

【款：保険給付費 項：移送費 目：一般被保険者移送費】

- (18) 一般被保険者移送費 101
一般被保険者が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。 (100)

【款：保険給付費 項：移送費 目：退職被保険者等移送費】

- (19) 退職被保険者等移送費 45
退職被保険者等が、疾病、負傷等により移動が困難になり、医師の指示により移送された場合の経費を支出する。 (100)

【款：保険給付費 項：給付諸費 目：出産育児一時金】

- (20) 出産育児一時金 170, 940
被保険者が出産したとき、申請に基づき出産育児一時金として 42 万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は 40 万 4 千円）を支給する。 (228, 060)

【款：保険給付費 項：給付諸費 目：葬祭費】

- (21) 葬祭費 17, 250
被保険者が死亡したとき、葬祭を行う者に対し、申請に基づき葬祭費として 3 万円を支給する。 (22, 890)

【款：保険給付費 項：給付諸費 目：結核・精神医療付加金】

- (22) 結核・精神医療付加金 29, 749
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条の公費承認医療費について、費用額の 5%を支給する。 (31, 180)

【款：国民健康保険事業費納付金 項：医療給付費分納付金 目：一般被保険者医療給付費分納付金】

- (23) 一般被保険者医療給付費分納付金 9,358,168
 県内の市町が一般被保険者の疾病等に関して行った療養の給付等に係る費用を
 賄うため、県が定めた金額を県の国民健康保険に関する特別会計に支出する。 (0)

【款：国民健康保険事業費納付金 項：医療給付費分納付金 目：退職被保険者等医療給付費分納付金】

- (24) 退職被保険者等医療給付費分納付金 18,931
 県内の市町が退職被保険者等の疾病等に関して行った療養の給付等に係る費用を
 賄うため、県が定めた金額を県の国民健康保険に関する特別会計に支出する。 (0)

【款：国民健康保険事業費納付金 項：後期高齢者支援金等分納付金 目：一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金】

- (25) 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 2,623,262
 県内の市町における後期高齢者医療制度に係る経費を賄うための支援金のうち、
 一般被保険者に係るものについて、県が定めた金額を県の国民健康保険に
 関する特別会計に支出する。 (0)

【款：国民健康保険事業費納付金 項：後期高齢者支援金等分納付金 目：退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金】

- (26) 退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金 6,611
 県内の市町における後期高齢者医療制度に係る経費を賄うための支援金のうち、
 退職被保険者等に係るものについて、県が定めた金額を県の国民健康保険に
 関する特別会計に支出する。 (0)

【款：国民健康保険事業費納付金 項：介護納付金分納付金 目：介護納付金分納付金】

- (27) 介護納付金分納付金 1,089,806
 県内の市町における介護保険第2号被保険者のうち、国民健康保険加入者分の
 納付金を賄うため、県が定めた金額を県の国民健康保険に関する特別会計に支
 出する。 (0)

【款：保健事業費 項：保健事業費 目：保健事業費】

- (28) あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費 14,559
 被保険者のあんま・マッサージ・はり・きゅうの施術費の一部助成を行う。 (16,565)

利用回数 1人年間12回

単 価 1回当たり 大人1,000円、小人500円

《助成件数》

(単位:件)

	26 決算	27 決算	28 決算	29 当初	29 決見	30 当初
大 人	22,501	19,179	17,642	16,541	15,809	14,543
小 人	94	67	62	47	33	31

- (29) 医療費通知経費 27,510
 被保険者に対する啓発や医療費の金額等を通知することにより、被保険者の健
 康意識を高め、事業の健全な運営に資する。 (18,928)
 医療費通知の実施回数 年6回

【款：諸支出金 項：諸費 目：分担金及び負担金】

- | | | |
|------|---------------------------------------|-------|
| (30) | <u>尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金</u> | 576 |
| | 事業の円滑な運営を図るため、尼崎市鍼灸マッサージ師会等に補助金を支出する。 | (576) |

【款：諸支出金 項：諸費 目：一般被保険者償還金及び還付加算金】

- | | | |
|------|---|----------|
| (31) | <u>一般被保険者保険料過誤納金還付金</u> | 45,230 |
| | 一般被保険者の過誤納となった保険料の還付を行う。 | (33,000) |
| (32) | <u>保険給付費等交付金償還金</u> | 96,781 |
| | 県から交付される保険給付費等交付金の普通交付金について、実績報告額が概算交付額を下回る場合に余剰分を返還する。 | (0) |

【款：諸支出金 項：諸費 目：退職被保険者等償還金及び還付加算金】

- | | | |
|------|---------------------------|---------|
| (33) | <u>退職被保険者等保険料過誤納金還付金</u> | 2,000 |
| | 退職被保険者等の過誤納となった保険料の還付を行う。 | (2,000) |

【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

- | | | |
|------|------------|---------|
| (34) | <u>予備費</u> | 1,000 |
| | 予備費 | (1,000) |